

非出資組合の事業について

Q. 下記①及び②の事業を、非出資組合が行い得るかどうか。

①共同職業訓練

②見本市の開催

A 1. 組合員の従業員を教育するため、共同職業訓練講習会を開催することは、中団法第17条（商工組合の事業）第1項第1号の事業として行い得る。

A 2. 見本市を開催することは、中団法第17条（商工組合の事業）第2項の共同経済事業の範疇に含まれるものと解されるので、非出資組合で行うことは認められない。